

山梨県公報

号外第四十六号

平成二十年

七月十七日

木 曜 日

目 次

規 則

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………二

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………三

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則……………〇

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………〇

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則……………〇

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………二

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第三十四号

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(独立行政法人森林総合研究所に関する特例)

2 第四条の公共的団体は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第四条各号に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「、独立行政法人緑資源機構」を削る。

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県景観条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(独立行政法人森林総合研究所に関する特例)

2 第七条の公共的団体は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第七条各号に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県土地収用手数料条例施行規則(平成十二年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則の規定及び第四条の規定による改正後の山梨県景観条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

山梨県規則第三十五号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

第一条 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号中28を29とし、15から27までを16から28までとし、14の次に次のように加える。

15 第十四条の五第一項の規定による確認

別表第二の七の表畜産課の項第十四号中6を8とし、5を7とし、4の次に次のように加える。

5 第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の実施

6 第三十六条の四第二項の規定による販売従事者の登録

別表第二の七の表畜産課の項第二十七号に次のように加える。

4 第百十五条の十一第四項の規定による販売従事登録の消除

5 第百十五条の十二第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付

6 第百十五条の十三第一項の規定による販売従事登録証の再交付

第二条 山梨県事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号3中「第九条第二項」を「第十一条第二項及び第三項」に改め、同号4及び5中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号中29を41とし、16から28までを28から40までとし、15を21とし、21の次に次のように加える。

22 第十四条の五第三項の規定による確認の取消し

23 第十四条の七第一項の規定による温泉採取の変更許可

24 第十四条の八第三項の規定による事業を廃止した者又は温泉採取の許可を取り消された者に対する災害防止上の措置命令

25 第十四条の九第一項の規定による温泉採取の許可の取消し

26 第十四条の九第二項の規定による温泉採取の許可を受けた者に対する災害防止上の措置命令

27 第十四条の十の規定による温泉採取を行う者に対する緊急措置命令及び緊急停止命令

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号中14を17とし、17の次に次のように加える。

18 第十四条の二第一項の規定による温泉採取の許可

19 第十四条の三第一項の規定による温泉採取の許可を

受けた者である法人の合併又は分割の承認

20 第十四条の四第一項の規定による温泉採取の許可を受けた者の相続の承認

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号中13を16とし、9から12までを12から15までとし、同号8中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号8を同号11とし、同号7中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号中7を9とし、9の次に次のように加える。

10 第九条の二（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による温泉掘削を行う者に対する緊急措置命令及び緊急停止命令

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号6中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号中6を8とし、5の次に次のように加える。

6	第七条の二第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による温泉掘削の変更許可			
7	第八条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事を完了し、若しくは廃止した者又は温泉掘削の許可を取り消された者に対する災害防止上の措置命令			

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第二の四の表大気水質保全課の項の改正規定 平成二十年八月一日
- 二 第二条の規定 平成二十年十月一日

山梨県規則第三十六号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「及び法人の事業税」を「法人の事業税及び地方法人特別税」に改める。

第二十条の四中 「法人県民税 更正・決定・加算金決定通知書」を 「法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書」 「地方法人特別税」

正・決定・加算金決定通知書 に改める。

第二十一条の六の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条中

「法人県民税 更正・決定・加算金決定通知書」を 「法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書」 「地方法人特別税」

決定通知書 に改める。

第二十一条の七の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条中「法人事業税徴収猶予申請書」を「法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書」に改める。

第十二号様式から第十四号様式までの規定中「及び法人事業税」を「法人事業税及び

地方法人特別税」に

法人事業税	
所得割額	円
付加価値割額	円
資本割額	円
収入割額	円
甲折加算金	円
加算金	円

申告加算金 重加算金	()	円
		円

特別税		税額
申告加算	重加算	

額	円
割額	円
額	円
額	円
特別	円
算金	() 円
金	円

法人延滞金		法人延滞金	
延滞金	延滞金	延滞金	延滞金

人税	延滞金	延滞金
方人税		

県 税 計		件数	金額

第三十九号様式中

県 税 計		件数	金額
地方法人特別税		件数	金額

第四十五号様式裏面以外の部分を次のように改める。

第45号様式（第20条の4、第21条の6関係）

第 年 月 日 号

所在地
法人名

殿

山梨県総合県税事務所長 印

法人県民税
法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書
地方法人特別税

次のとおり、更正（決定）及び加算金決定したので通知します。この通知による不足金額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		
税 目	区 分			更正決定による額（円）	既に納付の確定した額（円）	差引過不足額（円）	
法人県民税	法人税割・均等割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①					/
		法人税割額（税率 %） ②					
		外国の法人税等の額の控除額 ③					
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 ④					
		利子割額の控除額（⑫） ⑤					
		差引法人税割額（②-③-④-⑤） ⑥					
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑦					
		既還付利子割額が過大である場合の納付額（⑮） ⑧					
		均等割額（ × /12） ⑨					
		計（⑥-⑦+⑧+⑨） ⑩					
法人県民税	利子割に 計算内訳 に関する	控除されるべき利子割額 ⑪					/
		控除した利子割額 ⑫					
		控除しきれなかつた利子割額 ⑬					
		既に還付した利子割額 ⑭					
		過還付の利子割の納付額 ⑮					
		今回還付利子割額（⑬-⑭） ⑯					
法人事業税	課税標準	年400万円以下の所得金額 ⑰					/
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑱					
		年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は精算所得金額 ⑲					
		計（⑰+⑱+⑲） ⑳					
		付加価値額 ㉑					
	税額	資本金等の額 ㉒					
		収入金額 ㉓					
		⑰に対する税額（税率 %） ㉔					
		⑱に対する税額（税率 %） ㉕					
		⑲に対する税額（税率 %） ㉖					
		㉑に対する税額（税率 %） ㉗					
		㉒に対する税額（税率 %） ㉘					
		㉓に対する税額（税率 %） ㉙					
計（㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙） ㉚							
仮装経理に基づく事業税額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 ㉛							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉜							
条例に基づく課税免除等の税額控除額 ㉝							
計（㉚-㉛-㉜-㉝） ㉞							
地方法人特別税	課税標準	基準法人所得割額 ㉟					/
		基準法人収入割額 ㊱					
		㉟に対する税額（税率 %） ㊲					
		㊱に対する税額（税率 %） ㊳					
		計（㊲+㊳） ㊴					
地方法人特別税	税額	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 ㊵					
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ㊶					
		計（㊴-㊵-㊶） ㊷					

加算金	区分	計算の基礎となる法 人事業税額及び地方 法人特別税額 (円)	割合 (%)	加算金額 (円)	既に納付の確定 した額 (円)	差引過不足額 (円)
		㉓				
	㉔					
	重加算金	㉕				

第四十九号様式の二中「法人事業税徴収猶予申請書」を「法人事業税・地方法人特別
税徴収猶予申請書」に
納付すべき事業税額
を
納付すべき事業税額及
び地方法人特別税額
に改める。
第四百十三号様式の二を次のように改める。

第143号様式の2 (第63条の2関係)

山梨県公報号外 第四十六号 平成二十年七月十七日

年度 狩猟税収入証紙納付書				
納 税 者				収 入 証 紙 ち ょう 付 欄
ふりがな 氏 名				
住 所				
電話番号				
納 付 額				
第1種銃猟免許		網猟免許 わな猟免許		第2種銃猟免許
① ②以外の者	② 道府県民税 又は都民税の 所得割額の納 付を要しない 一定の者	① ②以外の者	② 道府県民税又 は都民税の所得 割額の納付を要 しない一定の者	
1 山梨県県税条例第169条第1項に該当(同条第2項に非該当)する者				
16,500円	11,000円	8,200円	5,500円	5,500円
2 1のうち対象鳥獣捕獲員である者				
8,200円	5,500円	4,100円	2,700円	2,700円
3 山梨県県税条例第169条第2項第1号に該当する者				
4,100円	2,700円	2,000円	1,300円	1,300円
4 3のうち対象鳥獣捕獲員である者				
2,000円	1,300円	1,000円	600円	600円
5 山梨県県税条例第169条第2項第2号に該当する者				
12,300円	8,200円	6,100円	4,100円	4,100円
6 5のうち対象鳥獣捕獲員である者				
6,100円	4,100円	3,000円	2,000円	2,000円

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第四百二十三号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県条例施行規則第十八条、第二十条の四、第二十一条の六、第二十一条の七、第十二号様式から第十四号様式まで、第十六号様式、第三十一号様式、第三十四号様式、第三十八号様式、第三十九号様式、第四十五号様式及び第四十九号様式の二の規定は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十七号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項イ(2)中「**商工組合中央金庫**」を「**株式会社商工組合中央金庫**」に改め、同項イ(8)中「**国際協力銀行**」を「**株式会社日本政策金融公庫**」に改め、同項イ(9)を削り、同項イ(10)中「**日本政策投資銀行**」を「**株式会社日本政策投資銀行**」に改め、同項イ(10)を(9)とし、(11)から(14)までを(10)から(13)までとし、同項イ(4)中「**第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者**」を「**第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者**」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

山梨県規則第三十八号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の四の項イから八までの規定中「**陸上飛行場**」を「**陸上空港等**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十九号

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県温泉法施行細則(平成十四年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「**第十三号様式**」を「**第十五号様式**」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「**第十二号様式**」を「**第十四号様式**」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「**第十一号様式**」を「**第十三号様式**」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「**第十号様式**」を「**第十二号様式**」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「**第九号様式**」を「**第十一号様式**」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「**第八号様式**」を「**第十号様式**」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「**第七号様式**」を「**第九号様式**」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 省令第六条の七第一項の申請書 可燃性天然ガス濃度確認申請書(第七号様式)
八 省令第六条の八第一項の届出書 可燃性天然ガス濃度確認継届(第八号様式)
第十三号様式を第十五号様式とし、第十二号様式を第十四号様式とし、第十一号様式を第十三号様式とし、第十号様式を第十二号様式とし、第九号様式を第十一号様式とし、第八号様式を第十号様式とし、第七号様式を第九号様式とし、第六号様式の次に次の二様式を加える。

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

可燃性天然ガスの濃度が基準を超えないことについて確認を受けたいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所		
温泉の採取開始予定年月日		年 月 日
メタンの濃度の測定に関する事項	測定を行った場所	
	測定の年月日	年 月 日
	測定の方法	
	測定の結果	
	測定を行った者	

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

可燃性天然ガス濃度確認承継届

譲渡（相続・合併・分割）により可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位を承継したので、届けます。

可燃性天然ガスの濃度について 確認を受けた者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の 氏名）	
地位の承継をした者の住所及び 氏名（法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表 者の氏名）	
確認の年月日	年 月 日
温泉の採取の場所	
地位の承継の年月日	年 月 日

第二条 山梨県温泉法施行細則の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十四号中「第十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十三号中「第十三号様式」を「第十九号様式」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十二号中「第十二号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十一号中「第十一号様式」を「第十七号様式」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十号中「第十号様式」を「第十六号様式」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第九号中「第九号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第八号中「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 省令第六条の十一第一項の申請書 温泉採取のための施設等変更許可申請書（第十三号様式）

十四 省令第六条の十一第一項の届出書 温泉採取事業廃止届（第十四号様式）

第二条第七号中「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 省令第六条の二第一項の申請書 温泉採取許可申請書（第八号様式）

九 省令第六条の四第一項の申請書 温泉採取許可合併（分割）承認申請書（第九号様式）

十 省令第六条の五第一項の申請書 温泉採取許可相続承認申請書（第十号様式）
 第二条第五号中「第五条」を「第五条第一項」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第四条の三第一項の申請書 温泉掘削（増掘）のための施設等変更許可申請書（第五号様式）

第一号様式中 工事の施行方法

工事の施行方法	
主要な設備の構造及び能力	

に改める。

第十五号様式を第二十一号様式とし、第十四号様式を第二十号様式とし、第十三号様式を第十九号様式とし、第十二号様式を第十八号様式とし、第十一号様式を第十七号様式とし、第十号様式を第十六号様式とし、第九号様式を第十五号様式とし、第八号様式を第十二号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉採取のための施設等変更許可申請書

温泉採取のための施設等を変更したいので、申請します。

許可の年月日	年 月 日
温泉の採取の場所	
変更の内容	
変更の理由	
変更後の工事着手予定年月日	年 月 日
変更後の工事完了予定年月日	年 月 日

第14号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉採取事業廃止届

温泉の採取の事業を廃止したので、届けます。

許可又は確認の別	許可 ・ 確認
許可又は確認の年月日	年 月 日
温泉の採取の場所	
廃止の年月日	年 月 日
許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況	

第七号様式を第十一号様式とする。

第六号様式中

増掘の場合	
増掘後のゆう出路の口径	
増掘後のゆう出路の深さ	
工事の施行方法	

増掘の場合	
増掘後のゆう出路の口径	
増掘後のゆう出路の深さ	
工事の施行方法	
主要な設備の構造及び能力	

--	--	--

--	--	--	--

に改め、同様式を第七号様式とし、同様式の次に

次の三様式を加える。

第8号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉採取許可申請書

温泉を採取したいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	
温泉の採取開始予定年月日	年 月 日

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

温泉採取許可合併（分割）承認申請書

合併（分割）による温泉採取許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を継承する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
許可の年月日	年 月 日
温泉の採取の場所	
合併（分割）予定の年月日	年 月 日

第10号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

温泉採取許可相続承認申請書

温泉採取許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び住所	
許可の年月日	年 月 日
温泉の採取の場所	
相続開始の年月日	年 月 日

第五号様式を第六号様式とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温泉掘削（増掘）のための施設等変更許可申請書

温泉掘削（増掘）のための施設等を変更したいので、申請します。

許可の種別	掘削 ・ 増掘		
許可の年月日	年 月 日		
土地の所在			
地番及び地目	地番		地目
変更の内容			
変更の理由			
変更後の工事着手予定年月日	年 月 日		
変更後の工事完了予定年月日	年 月 日		

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。

山梨県規則第四十号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年山梨県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

梨山町様在中

放鳥獣猟区の区域の登録の有無

を

放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

1. 県の

区域全部

2. 放鳥獣猟区の区域

1. 県の区域全部

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にシ印を
 員として所属している市町村の名称を記載する。）

対象鳥獣捕獲員である。
 対象鳥獣捕獲員でない。

2. 放鳥獣猟区の区域

付し、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲

シ「(3)」や「(4)」

対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名
 ()

シ「(4)」や「(5)」シ「(5)」や「(6)」シ「(6)」や「(7)」
 改正する。

第九号様在中「住所又は氏名を」を冠シ

新住所又は新氏名

新住所又は

対象鳥獣
 に関する

新 氏 名

捕 獲 員
 の 處 所
 対象鳥獣捕獲員となった。（所属市町村名：
 対象鳥獣捕獲員でなくなった。
 所属市町村の変更があった。 変更後：
 （変更前： 変更後： ）

シ「2」住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）

「 2 住所又は氏名の変更については、変更内容が確認できる書
を添付すること。」
3 対象鳥獣捕獲員に関することについては、その者の狩猟者
合に限る。

類（住民票、運転免許証の写し等）

登録の有効期間内に変更があった場
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次
のように改正する。

別表第二百八十二号の二の次に次の一号を加える。

二百八十二の三 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二百八十一号の二の次に次の一号を加える。

二百八十一の三 掘削のための施設等変更許可申請手数料

別表第二百八十二号を次のように改める。

二百八十二 ゆう出路増掘許可申請手数料

別表中第二百八十二号の三を第二百八十二号の七とし、第二百八十二号の二を第
二百八十二号の三とし、第二百八十二号の次に次の一号を加える。

二百八十二の二 動力装置許可申請手数料

別表第二百八十二号の三の次に次の三号を加える。

二百八十二の四 ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料

二百八十二の五 温泉採取許可申請手数料

二百八十二の六 温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
別表第二百八十二号の七の次に次の一号を加える。
二百八十二の八 温泉採取のための施設等変更許可申請手数料

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月
一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番